

原子力施設にかかる自主点検作業の
適切性確保に関する総点検計画書

(新型転換炉ふげん発電所・高速増殖原型炉もんじゅ)

平成14年9月20日

核燃料サイクル開発機構

目 次

1 . 目 的	1
2 . 実施内容	1
2 - 1 . 自主点検作業の実施状況にかかわる調査	1
2 - 2 . 自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検 ...	2
3 . 体 制	3
4 . 工程及び報告	3

1. 目的

原子力安全・保安院指示文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14.08.30 原院第 1 号)に基づき、新型転換炉ふげん発電所(以下「ふげん」と言う)及び高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」と言う)について以下の項目を確認する。

- (1) 自主点検作業が適切に実施されていること。
- (2) 自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されていること。

2. 実施内容

2-1. 自主点検作業の実施状況にかかる調査

(1) 調査範囲

(ふげん)

a. 自主点検作業の種類

現在供用中の原子炉本体、原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備、非常用炉心冷却設備及びタービン他主要な設備に関連する自主点検作業(定期検査実施範囲を含む)を対象とする。また、主要改造工事及び事故故障等による水平展開に伴う点検作業についても対象とする。

b. 調査期間

自主点検作業が適切に行われていることを至近の点検結果により確認する。なお、至近の点検結果は、重要度の高い原子炉本体(圧力管集合体、圧力管出入口管)については調査期間を最大過去 10 年間遡るものとし、その他の設備については重要度に応じて調査期間を決定するものとする。

c. 記録の種類

点検記録や工事報告書を対象に調査を行う。記録、報告書の保有期間を考慮して、下記の対象の中から確認対象を選定することとする。

- ・ 当機構保有の点検記録(自主検査記録等)
- ・ 当機構保有の工事報告書
- ・ 施工会社保有の工事報告書
- ・ 施工会社保有の工事記録

(もんじゅ)

a. 自主点検作業の種類

もんじゅは運転認可を得たプラントではないため、法に基づく定期検査は実施していない。しかしながら、徹底した安全管理を図るうえから設備機器の保全を目的に毎年計画的に設備点検を実施している。

従って今回の自主点検作業の対象としては原子炉本体、1次冷却系設備、2次冷却系設備及びタービン他主要な設備の設備点検とする。また主要改造工事及び事故故障等による水平展開に伴う点検作業についても対象とする。

b．調査期間

自主点検作業が適切に行われていることを至近の点検結果により確認する。

なお、至近の点検結果は、重要度の高い原子炉本体については調査期間を最大過去10年間遡るものとし、その他の設備については重要度に応じて調査期間を決定するものとする。

c．記録の種類

点検記録や工事報告書を対象に調査を行う。記録、報告書の保有期間を考慮して、下記の対象の中から確認対象を選定することとする。

- ・ 当機構保有の点検記録（自主検査記録等）
- ・ 当機構保有の工事報告書
- ・ 施工会社保有の工事報告書
- ・ 施工会社保有の工事記録

(2) 調査内容

- a．当機構保有の点検記録、当機構保有の工事報告書、施工会社保有の工事報告書及び工事記録間に矛盾及び必要な技術情報の削除等がないかを調査する。
- b．原子炉等規制法、電気事業法に照らして、「設計及び工事の方法の認可」並びに「工事計画の認可または届出」が必要であるにもかかわらず、これを行わずに工事を実施していないか、技術基準適合維持義務に違反していないかを調査する。
- c．原子炉等規制法、電気事業法及び大臣通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が確実に行われているか否かを調査する。
- d．上記a．からc．の確認の結果を厳正に評価するとともに、疑義・問題点等が発見された場合は、関係者に聞き取り調査等を実施し明確にする。

2 - 2 . 自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検

- (1) 自主点検作業に関する業務内容が所内規則等に確実に規定され、実施されていることを確認する。
 - a．自主点検作業の、計画～実施～検査・試験～評価～記録保管等の業務について品質保証の観点から必要な事項が所内規則等に盛り込まれていることを確認する。
 - b．実際の自主点検作業が所内規則等に従って行われていることを、至近に実

施した自主点検作業のうち代表的なものを選定し、当機構保有の報告書等の点検を上記の a 項に基づいて実施する。

(2) 不正防止策の点検

組織風土・体質や安全文化醸成に関する活動が確実に実施されていることを確認する。

- a . もんじゅ事故等の対策として実施している活動のうち、今回の事例に対応すると考えられる項目の現状確認、点検を行う。
- b . 東京電力株式会社の原因及び対策が明確となった時点で、必要に応じて当機構への反映を検討する。

3. 体制

平成 14 年 9 月 6 日に設置した「自主点検信頼性調査委員会」及び「調査タスクフォース」のもとに「敦賀本部自主点検調査委員会」を設け調査を行う。さらに「自主点検信頼性調査委員会」が実施する調査のプロセスや結果などについて外部の有識者の立場から幅広いご意見をいただく。

「自主点検信頼性調査委員会」は、客観性を配慮して事業所の所長として直接所轄する役員を除く理事等を委員とし、事業部門から独立したメンバーによる「調査タスクフォース」及び、調査対象部門から独立したメンバーで構成する「敦賀本部自主点検調査委員会」による調査体制を敷き、信頼性を検証する。その体制を別紙 1 に示す。

4. 工程及び報告

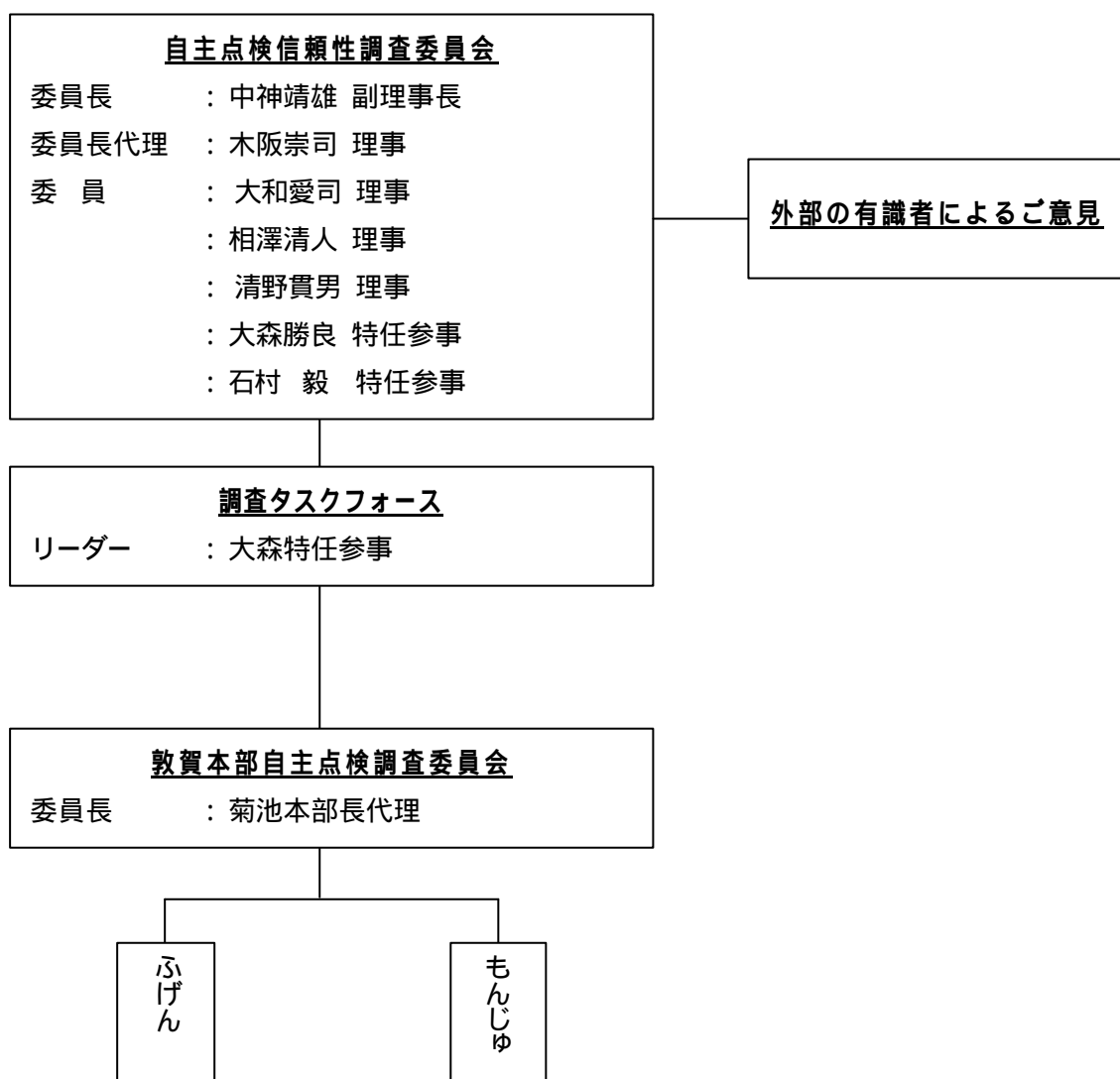
自主点検作業の実施にかかる調査については、途中で中間報告を行い平成 14 年末に最終報告をする。

また、自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検については、上記中間報告に合わせて報告するものとするが、必要により平成 14 年末に最終報告をする。詳細については別紙 2 に示す。


なお、調査の過程において万が一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院に連絡する。

以上

体制



工 程

	平成 14 年	平成 15 年
自主点検作業の実施状況 にかかると調査	<p>平成 14 年末 中間報告 最終報告</p> 	
自主点検作業の実施体制 や不正防止策の確立状況 に関する総点検	<p>必要により 平成 14 年末 報告 最終報告</p> 